

**重要経済安保情報の指定及びその解除、
適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、
統一的な運用を図るための基準（案）
概要**

第1章 基本的な考え方

第2章 重要経済安保情報の指定

- 第1節 指定の要件
- 第2節 指定にあたって遵守すべき事項
- 第3節 指定の手続
- 第4節 その他

第3章 重要経済安保情報の指定の有効期間の満了、延長、解除等

- 第1節 指定の有効期間の満了及び延長
- 第2節 指定の解除
- 第3節 指定が解除され、又は指定の有効期間が満了した情報を記録する行政文書の保存期間が満了したものの取扱い

第4章 適性評価

- 第1節 適性評価の実施に当たっての基本的な考え方
- 第2節 適性評価の流れ
- 第3節 適性評価実施後の措置
- 第4節 適性評価に関する個人情報等の管理
- 第5節 苦情の申出とその処理
- 第6節 相談窓口の設置
- 第7節 警察本部長による適性評価

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等

- 第1節 適合事業者重要経済安保情報を提供する場合の流れ
- 第2節 適合事業者に対して重要経済安保情報を保有させる場合の流れ
- 第3節 適合事業者と認定した後の措置

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置

- 第1節 重要経済安保情報保護活用委員会
- 第2節 内閣府独立公文書管理監による検証・監察
- 第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報
- 第4節 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告等
- 第5節 関係行政機関の協力
- 第6節 研修
- 第7節 その他の遵守すべき事項

第7章 本運用基準の見直し

第8章 本運用基準の施行日

1 策定の趣旨

重要経済安保情報保護活用法（以下「法」という。）の施行に関して、政府として講ずべき措置や遵守すべき事項を規定することにより、**政府における運用を統一化**することを目的とする。

2 法の運用に当たって留意すべき事項

(1) 拡張解釈の禁止、基本的人権及び報道・取材の自由の尊重

法の運用に関する全ての者は、以下の点に留意しなければならない。

- 法の各規定を拡張解釈してはならず、厳格に適用すること。特に、情報の指定については、**必要最小限の情報を必要最低限の期間**に限って重要経済安保情報として指定すること。
- 憲法に規定する**基本的人権**を不当に侵害することのないようにすること。特に、適性評価に当たっては**プライバシーの保護**に十分に配慮すること。
- **国民の知る権利**は十分尊重されるべきものであること。特に、**報道又は取材の自由**に十分に配慮すること。

(2) 公文書管理法及び情報公開法の適正な運用

行政機関において法の運用に関する全ての者は、公文書管理法や情報公開法についても適正な運用を徹底し、**国民に対する説明責任**を全うしなければならない。

3 重要経済安保情報を取扱う者等の責務

- 法及び関連規定の内容を十分に理解し、重要経済安保情報の**保護のための措置**を適確に講じなければならない。
- 重要経済安保情報の保護に関する**教育**を受講するなどして**規範意識**を常に高く保たなければならない。
- 重要経済安保情報の**漏えいの働き掛け**を受けた場合等には、上司その他の適当な者へ**報告**するなど、適切に対処する。

第1節 指定の要件

行政機関の長は、指定しようとする情報が**重要経済安保情報の指定の3要件(重要経済基盤保護情報該当性、非公知性、秘匿の必要性)**に該当するか否かは以下の基準に従い判断。 ※特別防衛秘密及び特定秘密に該当するものは除く。

1 重要経済基盤保護情報該当性

(1) 重要経済基盤

- | | |
|----------------|--|
| 重要
経済
基盤 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 我が国の国民生活又は経済活動の基盤となる公共的な役務であってその安定的な提供に支障が生じた場合に我が国及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれがあるものの提供体制（基盤公共役務の提供体制） ◆ 国民の生存に必要な不可欠な又は広く我が国の国民生活若しくは経済活動が依拠し、若しくは依拠することが見込まれる重要な物資（プログラムを含む。）の供給網（重要物資の供給網） |
|----------------|--|

- ・ 基盤公共役務に含まれる役務の例：「経済安全保障推進法」における**基幹インフラ**、「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」における**重要インフラ、国の行政機関の役務**の一部
- ・ 重要物資に含まれるものの例：「経済安全保障推進法」における**特定重要物資**及びその原材料、安定供給確保を図ることが特に必要と認められる物資

(2) 重要経済基盤保護情報該当性

- | | |
|-----|--|
| 第1号 | <ul style="list-style-type: none"> ① <u>外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源の保護措置 ② <u>外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置等</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 ・ 事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 ・ 事業者の経営や、事業者及び行政機関の保有する技術、知識、データ、人員等のその他の経営資源の保護措置 |
| 第2号 | <ul style="list-style-type: none"> ① <u>重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号の措置に対応する脆弱性に関する情報 ② <u>重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際共同研究開発において外国政府等から提供された情報 ・ 我が国が技術優位性を持つ分野に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ・ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報 ③ <u>その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの</u> |
| 第3号 | 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置に関し収集した 外国の政府又は国際機関 からの情報 |
| 第4号 | 第2号及び第3号に掲げる 情報の収集整理又はその能力 に関する情報 |

2 非公知性

現に不特定多数の人に知られていないか否か

3 秘匿の必要性

その情報の漏えいにより、我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるか否か

【参考】重要経済基盤保護情報 事項の細目

<p>第1号 外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究</p>	<p>① 外部から行われる行為から基盤公共役務の提供体制を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの</p>	<p>ア 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等の導入及び維持管理等に係る規制・制度に関して行政機関が行う審査・監督等の措置 b 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の役務の提供に支障を与える行為に対応するための措置 c 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（a及びbに掲げるものを除く。） イ 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置</p>
<p>第2号 重要経済基盤の脆弱性、重要経済基盤に関する革新的な技術その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの</p>	<p>② 外部から行われる行為から重要物資の供給網を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究のうち、以下に掲げる事項に関するもの</p>	<p>ア 外部から行われる輸出入規制、不公正な貿易政策、国際物流網の封鎖等の行為による重要物資の供給途絶や供給不足、国内生産基盤の弱体化等に対応するための措置 イ 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の安全確保に関する措置 a 施設・設備等に対する外部からの物理攻撃、サイバー攻撃その他の重要物資の安定供給に支障を与える行為に対応するための措置 b 施設・設備等に係るその他の安全確保に係る措置（aに掲げるものを除く。） ウ 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の物資の安定提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に対し外部から行われる行為からの保護措置</p>
<p>第3号 第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報</p>	<p>① 重要経済基盤の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するもの</p>	<p>ア 基盤公共役務の提供体制の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 基盤公共役務を提供する事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報 b 基盤公共役務を提供する事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等の役務の安定的な提供を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報 イ 重要物資の供給網の脆弱性に関する情報であって安全保障に関するものうち、以下に掲げる事項に関するもの a 重要物資の外部依存度、非代替性、供給途絶時の影響の詳細等につき調査・分析等により得られた情報 b 重要物資の供給網に関わる事業者及び行政機関の施設・設備等の脆弱性に関する情報 c 重要物資の供給網に関わる事業者の経営や、事業者及び行政機関が保有する技術、知識、データ、人員等、物資の安定供給を行う体制を維持するために必要とするその他の経営資源に関する脆弱性に関する情報</p>
<p>第4号 第2号及び第3号に掲げる情報の収集整理又はその能力</p>	<p>② 重要経済基盤に関する革新的な技術に関する情報であって安全保障に関するもの</p>	<p>ア 重要経済基盤に関する革新的な技術の国際共同研究開発において、外国の政府等から提供され、当該外国において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報 イ 重要経済基盤に関する革新的な技術で我が国が技術優位性を持つ分野（これから技術優位性を確保しようとする分野も含む。）に関する研究・調査・分析・審査等により得られた情報 ウ 重要経済基盤を防護するための革新的技術に関する情報</p>
<p>第3号 第1号の措置に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報</p>	<p>③ その他の重要経済基盤に関する重要な情報であって安全保障に関するもの</p>	<p>外部から行われる行為から重要経済基盤を保護するための措置又はこれに関する計画若しくは研究に関し収集した外国の政府又は国際機関からの情報であって、当該外国の政府又は国際機関において本法による保護措置に相当する措置が講じられている情報（当該情報を分析して得られた情報を含む。）</p>

第2節 指定にあたって遵守すべき事項

【遵守すべき事項】

- 3要件の**該当性は厳格に判断**。保護すべき情報を漏れなく指定するとともに、それ以外の情報を指定情報に含めない。
- 公益通報の通報対象事実その他の行政機関による**法令違反の事実**を指定し、又はその**隠蔽**を目的として、**指定しない**。
- 国民に対する説明責任を怠ることのないよう、**指定する情報の範囲が明確**になるよう努める。
- 重要経済安保情報に当たる**情報が出現する前に情報を指定する場合**には、その必要性及び出現可能性について **慎重に判断**。
- 指定の効果は将来にわたってのみ有効であり、行政機関が**法の施行以前に提供した情報に遡及して適用させてはならない**。

【留意事項】

- 指定される情報は**行政機関が保有する情報であることが前提**。事業者等から提供された情報についても、3要件に該当するものであれば指定は可能だが、指定しただけでは**当該情報を提供した事業者等には本法の効果は及ばない**。

第3節 指定の手続

体制整備

行政機関の長

- 重要経済安保情報管理者（局長級）等を指名

行政機関の職員

- 指定すべき情報を認知した場合は関係職員に通報

重要経済安保情報の指定

行政機関の長

- 対象情報の要件該当性を判断し、重要経済安保情報に指定
- ※**有効期間**は、**5年以内**で、経済安全保障を巡る情勢変化の速さを勘案して**適切な期間を設定**

重要経済安保情報管理者

- 重要経済安保情報指定書を作成
- ※指定の理由、有効期間、解除条件、対象情報等を具体的に記述

指定管理簿への記録

行政機関の長

- 指定管理簿を作成し、管理させる

指定管理簿の管理者

- 重要経済安保情報管理者から報告を受け、指定された情報を指定管理簿に記録
- ※指定年月日、有効期間と満了日、重要経済安保情報の概要等を記載

表示と周知

重要経済安保情報管理者

- 重要経済安保情報を記載した文書等への「**重要経済安保情報**」の**表示**（表示できない場合は、情報を取り扱う者への通知）
- 指定された重要経済安保情報の概要及び有効期間の満了日を情報を取り扱う者に**周知**

第4節 その他

- 行政機関の長は、**重要経済安保情報を保護**するために必要な措置の実施に関する**規程**を定める。

第3章 指定の有効期間の満了、延長、解除等

第1節 指定の有効期間の満了及び延長

指定の理由の点検

- 行政機関の長は職員に、指定の有効期間が満了する前に、**指定の理由を点検**させる
 - ※指定の必要性を巡る状況が変化していることも踏まえて点検を行う
- 有効期間を延長するときは、その**判断の理由を記録**

有効期間の延長の有無の判断

- 3要件を満たさない → 有効期間を延長せず (**満了**)
- 一部の情報が3要件を満たさない → 当該**一部の情報を除いた部分**の有効期間を**延長**
- 3要件を満たす → 有効期間を**延長**

有効期間が満了又は延長した場合の措置

- 重要経済安保情報表示の抹消 ・有効期間満了の表示
- 有効期間満了の**情報取扱者への周知** ・指定管理簿への**記録** 等
- 有効期間を延長した旨及び延長後の有効期間について**取扱者への周知・通知**
- 指定管理簿への**記録**
 - ※通じて30年を超えて有効期間を延長する場合は、**内閣の承認**が必要

第2節 指定の解除

指定の理由の点検

- 行政機関の長は職員に、**年1回以上定期的に、指定の理由を点検**させ、指定の要件を満たしていないと認めるときは**速やかに指定を解除**
 - ※秘匿の必要性を巡る状況の変化や同一性を有する情報の公表状況等を確認
- 点検を実施したときは、その実施年月日を記録

指定の解除の有無の判断

- 3要件を満たさない → 指定を**解除**
- 一部の情報が3要件を満たさない → 当該**一部の情報の指定を解除**
- 3要件を満たす → 引き続き指定を**維持**

指定を解除した場合の措置

- 重要経済安保情報表示の抹消 ・指定解除の表示
- 指定解除の**情報取扱者への周知** ・指定管理簿への**記録** 等
- ※一部の情報の指定解除の場合は、該当部分について上記措置を実施

第3節 指定が解除され又は有効期間が満了し、保存期間が満了した行政文書の取扱い

- 指定の有効期間が通じて**30年を超える**重要経済安保情報 → 歴史公文書等として**国立公文書館等に移管**
- 指定の有効期間が通じて**30年以下**の重要経済安保情報
 - 通じて30年を超えての指定の有効期間の延長について内閣の承認が得られなかったもの → **国立公文書館等に移管**
 - それ以外の文書 → **移管又は内閣総理大臣の同意を得て廃棄** (通じて25年を超える文書は特に慎重に判断)

第1節 適性評価の実施に当たっての基本的考え方

① 基本的な人権の尊重、② プライバシーの保護(※1)、③ 法に定める7つの調査事項(※2)以外の調査の禁止、④ 適性評価の結果の目的外利用の禁止。

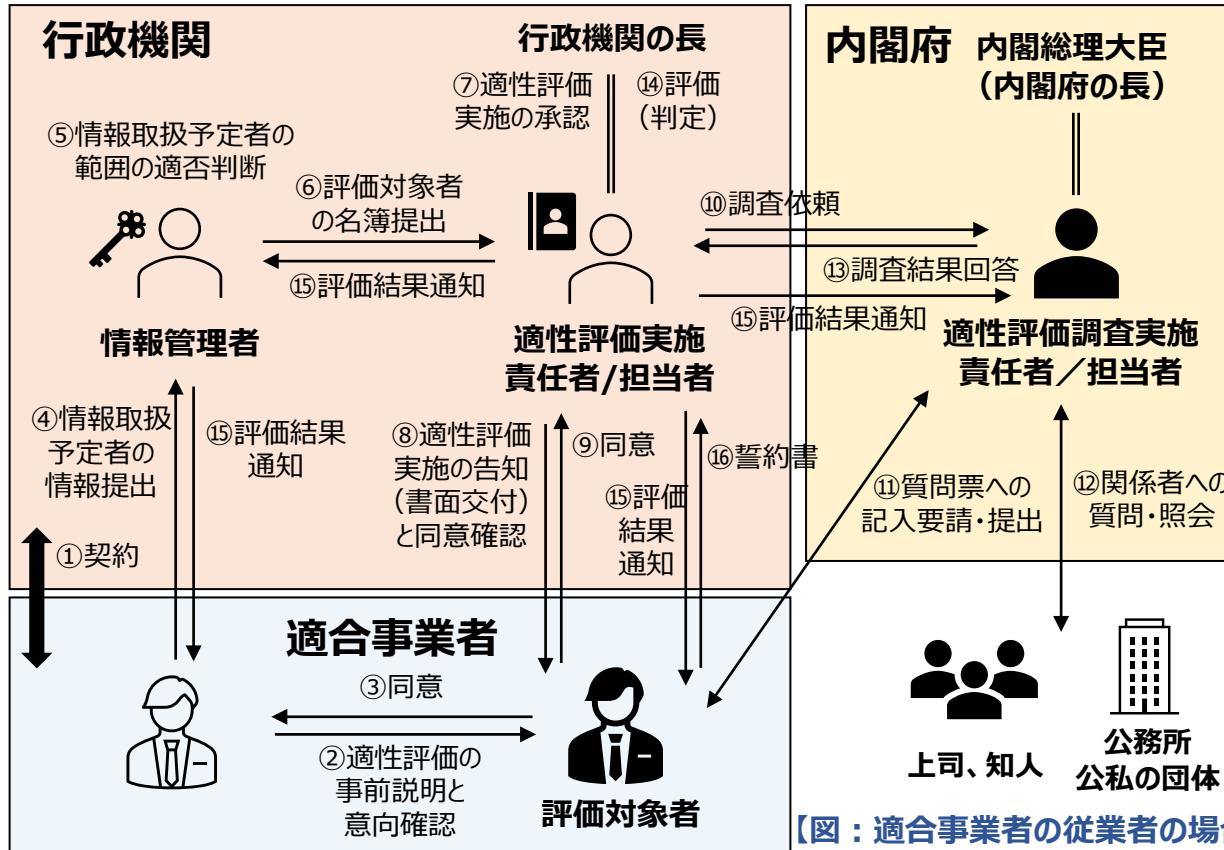
※1：特に適合事業者の従業員には、適性評価について分かりやすい説明を行い、理解を得る。質問票に記入した個人情報、行政機関において適性評価に関わる職員のみが取扱い、本人の上司その他の者の知るところとならないようにする。

※2：①重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項、②犯罪及び懲戒の経歴に関する事項、③情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項、④薬物の濫用及び影響に関する事項、⑤精神疾患に関する事項、⑥飲酒についての節度に関する事項、⑦信用状態その他の経済的な状況に関する事項

第2節 適性評価の流れ

適性評価は、評価対象者の本人の同意を前提に、内閣総理大臣による一元的調査(※3)の結果に基づき、各行政機関の長が実施。

※3：行政機関の長が自ら適性評価調査を実施する例外的な場合は、内閣府のプロセスも当該行政機関内で実施



【図：適合事業者の従業員の場合】

【評価対象者の選定・告知及び同意・適性評価調査】

- 情報管理者は、評価対象者の名簿を作成。
- 適性評価実施担当者は、評価対象者に適性評価実施の告知書を交付し、同意書(又は不同意書)の提出を受ける。
- 内閣府の調査担当者は、本人から提出された質問票、面接や関係者への質問、人事管理情報による確認、公務所・公私の団体への照会等を通じて調査を実施し、意見を付して調査結果を適性評価実施責任者に回答。

【評価】

- 適性評価は、各行政機関の長が、内閣府の調査結果を基に、以下の視点から、評価対象者の個別具体的な事情を十分に考慮して、総合的に判断。
 - ① 情報を適正に管理することができるか
 - ② 規範を遵守して行動することができるか
 - ③ 職務に対し、誠実に取り組むことができるか
 - ④ 情報を自ら漏らすような活動に関わることがないか
 - ⑤ 自己を律して行動することができるか
 - ⑥ 情報を漏らすよう働き掛けを受けた場合に、これに応じるおそれが高い状態にないか
 - ⑦ 職務の遂行に必要な注意力を有しているか

【結果の通知】

- 適性評価実施責任者/担当者は、評価対象者等に、適性評価の結果を書面により通知。法令遵守や事情変更があった場合の申出などを含む誓約書の提出を求める。

第3節 適性評価実施後の措置

【適性評価実施後の事情変更】

- 重要経済安保情報を取扱う行政機関の**職員の上司等**(適合事業者の従業者の場合は**適合事業者**)は、当該職員(従業者)に、本節に掲げる事情(※)があると認めた場合は、速やかに重要経済安保情報管理者に**報告**。

※報告が必要な事情の例

- ✓ 外国との関係に大きな変化があったこと/罪を犯して検挙されたこと/懲戒処分の対象となる行為をしたこと/情報の取扱いに関する規則に違反したこと/薬物の違法又は不適切な取扱いを行ったこと/自己の行為の是非を判別し、若しくはその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈していると疑われる状況に陥ったこと/飲酒により、対人トラブルを引き起こしたり、業務上の支障を生じさせたりしたこと/経済的な問題を抱えていると疑われる状況に陥ったこと/重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて疑義が生じたこと
- 重要経済安保情報管理者は、職員(従業者)本人又は上記の者からの事情の申出等に基づき、当該職員(従業者)に「引き続き重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認めることについて**疑いを生じさせる事情**」があると認めるときは、当該職員(従業者)が情報取扱いの業務を行わないよう措置。引き続き取扱いの業務を行わせる必要がある場合は、**改めて適性評価**を実施。

第4節 適性評価に関する個人情報等の管理

【行政機関・適合事業者における個人情報等の管理】

- 行政機関は、適性評価に関する個人情報を、個人情報保護法やサイバーセキュリティ対策基準等に基づき、適切に管理。
- 適性評価の実施に関する文書の行政機関における保存期間は**10年**(不同意・同意の取下げの場合は**3年**)。
- 適合事業者は、行政機関から通知された適性評価の結果等を適切に管理(行政機関は契約にその旨を規定)。

【適性評価に関する個人情報の利用及び提供の制限】

- 行政機関及び適合事業者は、法令に基づく場合等を除き、**適性評価の実施に当たって取得する個人情報**を、**重要経済安保情報の保護以外の目的のために利用又は提供してはならない**。

(目的外利用の例)

- ✓ 適性評価の結果を考慮して、**解雇、減給、降格、懲戒処分、自宅待機命令、不利益な配置の変更、労働契約内容の変更の強要、昇進若しくは昇格の人事考課において不利益な評価を行うこと**、又は専ら雑務に従事させることなど就業環境を害すること

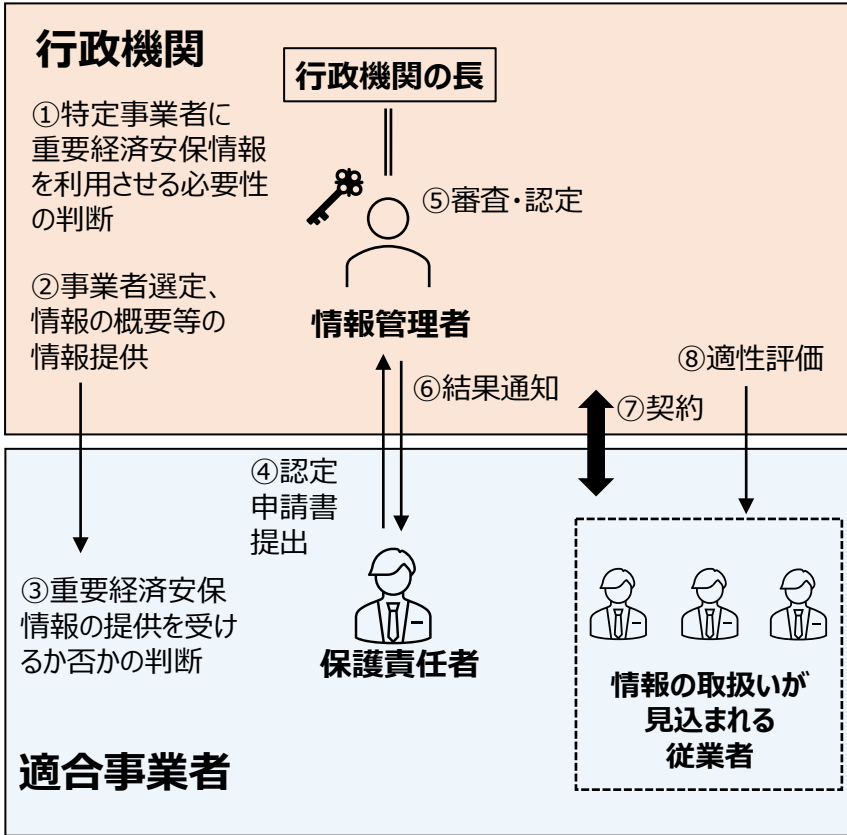
第5節 苦情の申出とその処理・第6節 相談窓口の設置

- 内閣府及び各行政機関**に、適性評価の結果や実施方法等に関する評価対象者からの苦情を受け付ける**苦情受理窓口**、適性評価結果の目的外利用等の上記苦情以外の相談や、評価対象者以外の者からの問合せを受け付ける**相談窓口**を設置。
- 内閣府及び各行政機関は、苦情の申出があったときは、調査を行い、苦情処理の結果を書面により通知。
- 行政機関及び適合事業者は、**苦情の申出をしたことを理由とする苦情申出者に対する不利益な取扱いを禁止**。

第5章 適合事業者に対する重要経済安保情報の提供等 ①

第1節 適合事業者に重要経済安保情報を提供する場合の流れ

重要経済安保情報を提供する必要がある事業者を選定し、事業者からの認定申請に基づき、情報を適切に保護できると認められる事業者を**適合事業者**として認定。契約に基づき、重要経済安保情報を提供。



【事業者の選定】

- 行政機関の長は、**事業者からの相談なども踏まえながら**、我が国の安全保障の確保に資する活動の促進を図るために、特定の事業者に対して、**重要経済安保情報を提供する必要があるか否かを判断**。
- 提供先の事業者を適切に**選定**するとともに、事業者が重要経済安保情報の提供を受けるか十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などにつき、できる限りの**情報提供**に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。

【適合事業者の認定】

- 事業者は、上記の情報提供を踏まえ、適合事業者の認定のために、**認定申請書**を提出。
- 行政機関の長は、事業者が次に掲げる事項を明らかにした**規程**に従って必要な措置を講ずることで、**重要経済安保情報を適切に保護できると認められるかどうかを審査**。

事業者の規程に定める事項 (例)

- ① 情報保護の全体の責任を有する者 (**保護責任者**) の指名基準等
- ② 情報を取り扱う場所において、業務を管理する者 (**業務管理者**) の指名基準等
- ③ **従業員**に対する情報保護に関する**教育**の実施内容・方法
- ④ **施設設備の設置**に係る手続
- ⑤ 情報取扱い業務を行う**従業員の範囲**の決定基準・決定手続 等

- 認定のための審査は、下記の**考慮要素**を踏まえて、総合的に判断。

考慮要素

- ① 株主や役員の状況に照らして、**事業者の意思決定に関して外国の所有、支配又は影響がないと認められるかどうか**
- ② **保護責任者**又は**業務管理者**として指名される者が、業務を適切に行うための**必要な知識**を有しており、その**職責を全うできる地位**にあると認められるかどうか
- ③ 重要経済安保情報の保護に関する**教育内容**が、従業員が**必要な知識を的確に習得できる内容**となっており、適切な頻度で継続的に実施されることとなっているか
- ④ 重要経済安保情報の保護のために設置される**施設設備**が、情報を保護するための**必要な機能及び構造**を有し、立入の制限や持込の制限に関して有効な機能及び構造を有しているかどうか

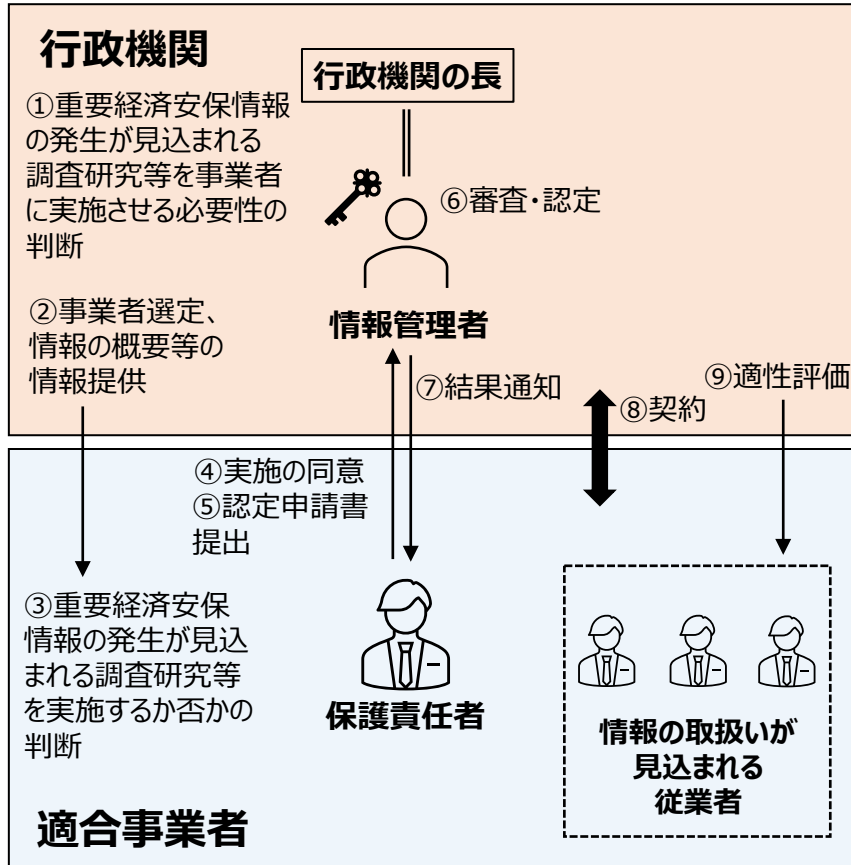
- 事業者に認定結果を通知。適合事業者該当すると認められなかった場合、理由も通知。

【契約の締結・適性評価の実施】

- 適合事業者と重要経済安保情報を提供するための契約を締結。
- 契約締結後、情報の取扱いが見込まれる従業員に対して、適性評価を実施。

第2節 適合事業者に重要経済安保情報を保有させる場合の流れ

重要経済安保情報の発生が見込まれる調査研究等を実施する必要がある場合、実施前に事業者の同意を取得した上で、情報を適切に保護できると認められる事業者を**適合事業者**として認定。契約に基づき調査研究等を実施させ、出現した情報を保有させる。



【事業者の選定】

- 行政機関の長は、自身が保有していない情報であって、これから実施する調査研究等によって**重要経済安保情報の要件に該当する情報の発生が見込まれる**状況において、事業者に調査研究等を実施させることが、我が国の安全保障の確保に資するか否かを判断。
- 重要経済安保情報を保有させようとする事業者を適切に**選定**するとともに、事業者が当該調査研究等を実施するか否か十分な検討が可能となるよう、重要経済安保情報の概要やその性質などについて、できる限りの**情報提供**に努める(必要と認めるときは、守秘義務契約を締結可能)。
- 行政機関の長は、調査研究等により重要経済安保情報を保有させようとする事業者から、**実施前に同意を取得。同意を得ずに実施した調査研究等により得られた結果は、重要経済安保情報に指定することはできない。**

【適合事業者の認定等】

- 事業者の同意を得た行政機関の長は、事業者に、第1節で定めるところにより、適合事業者の認定申請書の提出を求め、適合事業者の審査・認定を行う。
- 行政機関の長は、調査研究等の実施により**事業者がこの後保有することが見込まれる情報**に関して、**あらかじめ重要経済安保情報に指定する。**

【契約の締結・適性評価の実施】

- 適合事業者と調査研究等の実施及び重要経済安保情報の保有のための契約を締結。
- 適合事業者の認定後、情報の取扱いが見込まれる従業員に対して、適性評価を実施。

【調査研究等の実施】

- 行政機関の長は、調査研究等の結果、重要経済安保情報に指定すべき情報が出現した場合には、契約に基づき、当該情報を重要経済安保情報として、**引き続き適合事業者**に保有させる。

第3節 適合事業者と認定した後の措置

- 行政機関の長は、適合事業者において、**認定申請書に記載した情報に変更**があった場合には、契約に基づき**報告**させる。
- 上記報告を受けた行政機関の長は、**変更部分につき、改めて**第1節に規定する基準に適合するか否かを**審査**。当該審査の間、適合事業者は引き続き重要経済安保情報を取り扱うことができる。
- 審査の結果、引き続き適合事業者として認定したか否かを事業者に通知。引き続き適合事業者に該当すると**認められなかった場合**には、理由も通知するとともに、**既に重要経済安保情報を提供しているときは、事業者に対して当該重要経済安保情報が記載されている文書等の返還を求め**る。

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置 ①

第1節—第2節 重要経済安保情報保護活用委員会、内閣府独立公文書管理監による検証・監察

重要経済安保情報保護活用委員会

- 重要経済安保情報の指定・解除、適性評価、適合事業者の認定の**統一的運用**と**適正確保**のため、内閣府に設置。
- 内閣総理大臣**は、本委員会を通じて、重要経済安保情報を含む**資料の提出及び説明**を求め、法の運用について必要な**勧告**をし、勧告の結果とられた措置について**報告**を求めることが可能。

内閣府独立公文書管理監

- 重要経済安保情報の指定及び解除、重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が法令及び運用基準に従って行われているかを**検証・監察**。

検証・監察の流れ

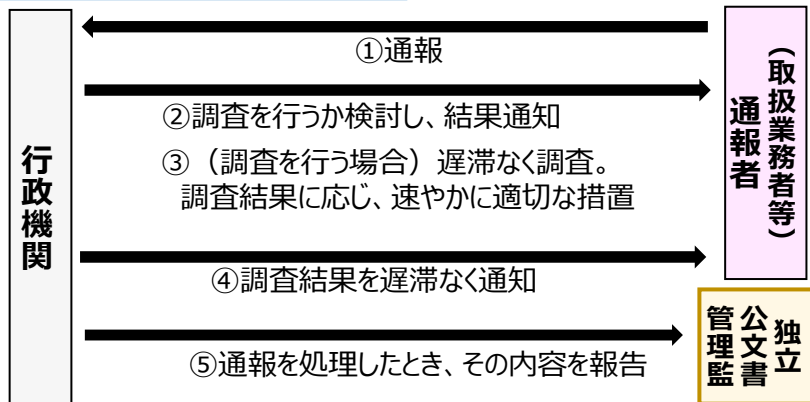
- 必要な場合、行政機関の長に対し、重要経済安保情報を含む**資料の提出・説明**の求めや実地調査が可能。
- 行政機関の長は資料提出等に対応（応じないときはその理由を疎明）
- 検証・監察の結果、法等に従って行われていない場合、行政機関の長に**是正**を求め、当該内容を重要経済安保情報保護活用委員会へ通知。
- 行政機関の長は、**適切な措置**を講じた上で、当該措置について**報告**。

第3節 重要経済安保情報の指定及びその解除並びに重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理の適正に関する通報

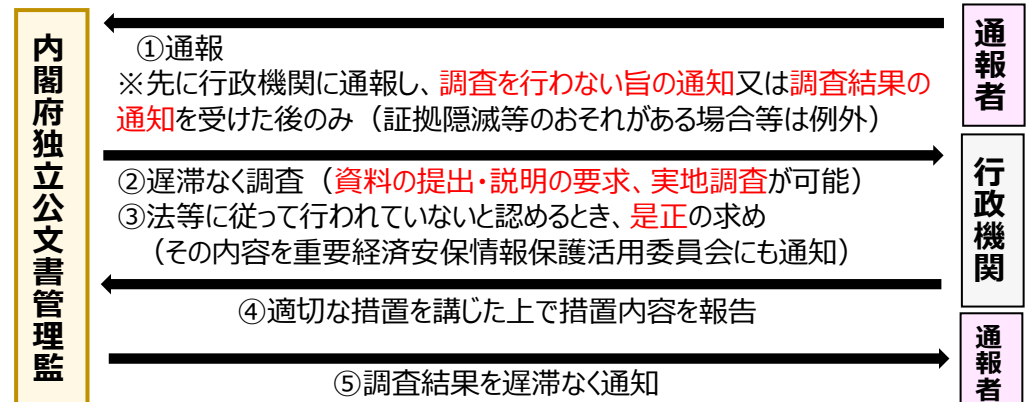
内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長は、重要経済安保情報の**取扱業務者等**(※)が、情報の指定・解除又は重要経済安保情報行政文書ファイル等の管理が、法等に従って行われていないと思料する場合の**通報窓口**を設置・公表。

※重要経済安保情報の取扱いの業務を行う者、行っていた者、法の規定により提供された重要経済安保情報を知得した者

行政機関に対する通報



内閣府独立公文書管理監に対する通報



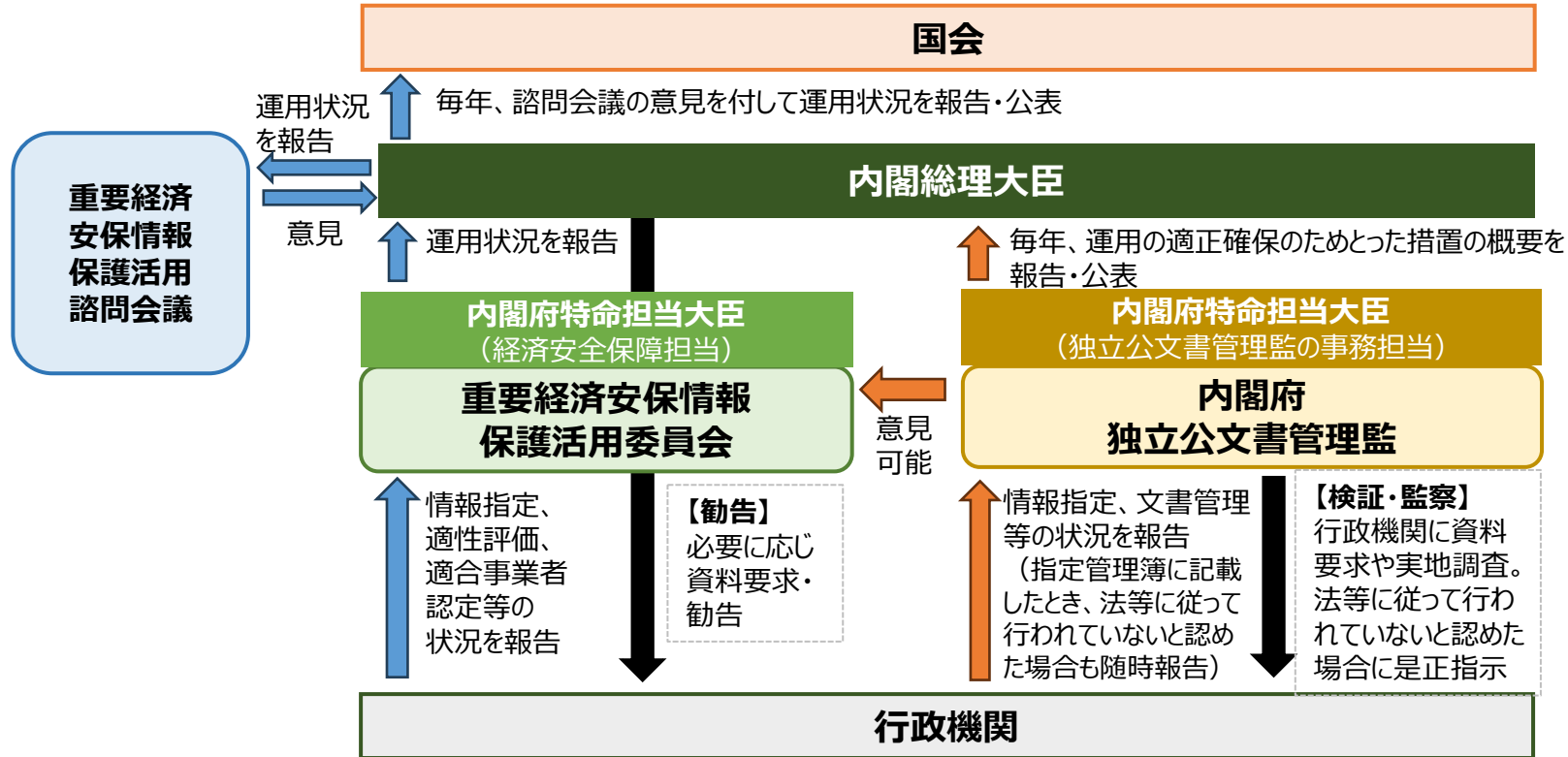
通報者の保護等

- 通報の処理に関与した職員による**通報者を特定させる情報その他通報に関する秘密の漏えい等を禁止**。
- 通報を理由とした通報者への不利益な取扱いの禁止**(違反時に当該取扱いの取り消し・是正、違反職員の懲戒等)
- 行政機関の長及び内閣府独立公文書管理監は、**通報の処理に係る記録**を作成し、適切に保存。

第6章 重要経済安保情報保護活用法の実施の適正を確保するための措置 ②

第4節 重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況に関する報告等

毎年1回、内閣総理大臣は法の運用の状況を、内閣府独立公文書管理監は情報指定及び文書管理の運用の適正確保のため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を、報告・公表。



第5節—第7節 関係行政機関の協力、研修、その他の遵守すべき事項

- 内閣総理大臣および関係行政機関の長は、重要経済安保情報の保護のため相互に協力。
- 行政機関の長は、法の施行に関わる者に対し、必要な知識・技能を習得・向上させるための研修を定期的実施。内閣府は上記研修に資するための教材や資料を提供・公表。
- 重要経済安保情報保護活用委員会及び内閣府独立公文書管理監は、提供された重要経済安保情報を利用する職員の範囲を制限する等の情報保護に必要な措置を講じる義務。専門知識・能力の維持向上に努める義務。
- 行政機関の長は、国会から報告又は記録の提出を求められたときは、法や国会法等の規定に基づき適切に対応。
- 適合事業者は、事業者内の実務が円滑に進むよう、労使も含めて様々なステークホルダーと対話するよう努める。